

首都直下地震等対処要領の策定について

平成26年4月11日
総務局

首都直下地震等対処要領・・・発災後72時間を中心に、都と各機関の応急対策活動における基本的な連携の内容と手順を示すマニュアル

1 時系列による主な応急対策の流れを整理

発災時に都及び各機関が行う主な応急対策活動について、誰が、いつ頃、どのような活動を行うのか、あらかじめ想定し整理

<イメージ>	活動内容	発災直後	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～
応援部隊の受入れ及び情報収集		◆俯瞰的に被害状況を把握(高所カメラ、ヘリテレ映像) ◆警察、消防、自衛隊への派遣要請 ◆情報連絡員による区市町村の被害状況や要望の都本部への伝達 ◆全国からの応援部隊の活動拠点を立ち上げ				
救出救助活動等		◆警察署、消防署による救出救助活動、消火活動 ◆人命救助のためのルート確保調整 ◆全国から応援部隊が随時到着				

2 基本的な連携の手順と内容を整理

- (1) 情報収集活動
⇒高所カメラやヘリテレ映像を用いて、俯瞰的に被害状況を把握した後、情報連絡員等から地域ごとの情報を収集
- (2) 大規模救出救助活動拠点の立ち上げ
⇒大規模都立公園等オープンスペースを、救出救助機関の集結拠点、指揮所、ヘリコプターの離着陸場、車両基地、船舶の係留場所、ベースキャンプとして活用
- (3) 区市町村の災害対策本部との連携対応
⇒災害対策本部が設置された区市町村に情報連絡員を派遣
- (4) 人命救助のためのルート確保
⇒主要幹線道路を軸に人命救助のためのルートを優先的に確保
- (5) 医療救護活動
⇒ヘリコプターの緊急離着陸場等を活用して、緊急性の高い負傷者の搬送手段を確保

3 都の被害想定による被害の特性に応じた初動対応の方向性

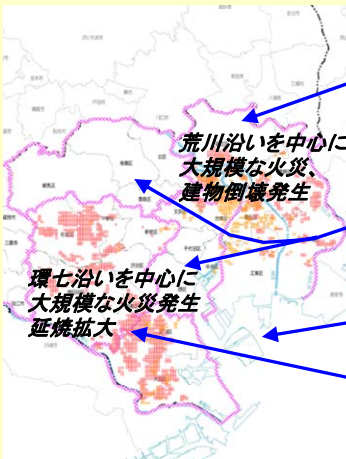
多摩地域

【多摩西部】
ヘリを最大限活用した救出救助を展開

【多摩北部・南部】
・立川広域防災基地のほか、各地の救出救助活動拠点を活用
・多摩川河川敷等大型ヘリが離着陸できるスペースを多く確保
・圏央道、中央道等を活用した広域医療搬送



区部



【区東部】
・各地の救出救助活動拠点を活用
・荒川等の河川を緊急輸送ルートとして最大限活用

【区中央部・西北部】
・幹線道路及び河川を活用し、大規模被災地域を支援
・帰宅困難者の発生に備えた早期の一時滞在施設の開設

【臨海部】
大型船舶による救出救助活動を実施

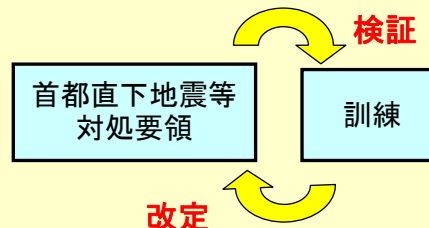
【区西部・南部】
・各地の救出救助活動拠点を活用
・多摩川河川敷等大型ヘリが離着陸できるスペースを確保

4 その他今回の対処要領で示されている対応手順

- ◆物資調達活動 ⇒区市町村の物資輸送拠点までの輸送経路をあらかじめ設定
- ◆避難者対策 ⇒避難所収容力の拡大が必要な場合、国や民間へ要請
- ◆帰宅困難者対策 ⇒一斉帰宅抑制の呼び掛け等の情報発信、一時滞在施設開設要請
- ◆ライフラインの復旧 ⇒施設の重要度を勘案し、各事業者に応急復旧を要請
- ◆ご遺体の取扱い ⇒広域火葬が必要な場合、近隣県や国に要請
- ◆早期生活再建 ⇒義援金の受付・配分、ボランティアとの連携、相談業務支援等

5 対処要領の継続的な改定等

- (1) 防災機関相互の訓練の成果を継続的に反映
- (2) 住民参加型の訓練のさらなる充実



- ◆関係機関や専門家からの具体的な意見も踏まえて、季節ごとに年4回の訓練を実施
- 春: 台風にも備える風水害対策訓練
- 夏: 首都直下地震に備える訓練
- 秋: 島しょ地域で津波に備える訓練
- 冬: 企業と連携した帰宅困難者対策訓練